

# 資金調達最新レポート

2020年7月31日現在

しごとのプロ出版株式会社



## 家賃支援給付金【申請難易度★☆☆】

## 募集期間

2021年1月15日

## 目的

5月の緊急事態宣言の延長等により、  
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

## 支援内容

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給。

## ▼算定方法

申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

## 対象者の詳細

- ①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者※  
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。  
②5月～12月の売上高について、  
・1ヵ月で前年同月比▲50%以上 または、  
・連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上  
③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

## お問い合わせ

家賃支援給付金 コールセンター  
0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	<p style="text-align: center;">申請問い合わせ先</p> <p>情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com</p>
申請相談コード	3dxmab	
申請支援着手法	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2021年1月15日まで		

## 担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社  
担当：村田  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル



## 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

## 募集期間

2020年4月1日から2020年9月30日まで

## 目的

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率など、多くの拡充措置が図られていますので、詳細な要件などについては、ガイドブックやFAQでご確認ください。

## 支援内容

## ▼助成額

(平均賃金額※) × 休業手当等の支払率) × 下表の助成率 (1人1日あたり15,000円が上限)

※平均賃金額の算定について、一定規模以下の事業所は簡略化する特例措置を実施する予定です。

区分	大企業	中小企業 ※1
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	10/10

※1 中小企業とは、以下の要件に該当する企業をいいます。

- ・小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下 または従業員 50 人以下
- ・サービス業：資本金5,000万円以下 または従業員 100 人以下
- ・卸売業：資本金 1 億円以下 または従業員 100 人以下
- ・その他の業種：資本金 3 億円以下 または従業員 300 人以下

## 対象者の詳細

## ▼支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、以下の条件を満たす事業主が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)

※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。

3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

## ▼助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

## お問い合わせ

- ・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）
- ・学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999  
受付時間 9:00～21:00  
(土日・祝日含む)
- ・厚生労働省公式LINEアカウント  
→ 友だち追加用リンク <https://lin.ee/qZZlxWA>  
「情報を探す」 → 「雇用調整助成金の特例措置」から各種メニューをご覧ください

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	申請問い合わせ先 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP: <a href="https://www.grand2.com">https://www.grand2.com</a> MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	zp4wuo	
申請支援着手金	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2020年9月30日まで		

担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社  
担当：村田  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル



新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免

募集期間

2020年5月7日から2021年3月31日まで

目的

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備の2021年度の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

支援内容

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者※の2021年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

<減免対象> ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）

事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）  
事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

支援規模

020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率  
50%以上減少 → 全額免除  
30%以上50%未満 → 2分の1

対象者の詳細

中小企業者・小規模事業者

お問い合わせ

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口  
電話：0570-077322  
受付時間：9：30～17：00（平日のみ）

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	申請問い合わせ先 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	hyeha8	
申請支援着手数料	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2021年1月31日まで		

担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社  
担当：村田  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル



## 小学校休業等対応助成金・支援金（4月以降分）

## 募集期間

2020年4月15日から2020年9月30日まで

## 目的

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえなくなった保護者の皆さんを支援するため、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」及び「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」について、令和2年4月1日から6月30日までの間に取得した休暇等についても支援を行うこととしています。申請期限は9月30日(水)です。

## 支援内容

▼令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校などに通う子ども
- ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただければ幸いです。

▼助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額※×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を上限とする）

▼①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等を行った小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
  - ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、
- 子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

▼②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

（ア）新型コロナウイルスに感染した子ども

（イ）新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）

（ウ）医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## 対象者の詳細

### ▼③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
  - ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。
- ※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

### ▼④対象となる有給の休暇の範囲

土日・祝日に取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：学校の元々の休日以外の日（※日曜日や春休みなど元々休みの日は対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・元々の休日にかかわらず、令和2年2月27日から同年6月30日までの間は全ての日が対象半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い
- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・対象となります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただくことが必要です。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。

助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

## お問い合わせ

お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで  
（フリーダイヤル）0120-60-3999 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	申請問い合わせ先 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	9g6456	
申請支援着手数料	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2020年9月30日まで		

## 担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社  
担当：村田  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル



## 持続化給付金【申請難易度★☆☆】

### 募集期間

2020年5月1日から2021年1月15日まで

### 目的

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### 支援内容

#### ▼給付額

法人は200万円、個人事業者は100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 対象者の詳細

#### 支給対象

□ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者。

□ 資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。

また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

### お問い合わせ

#### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183（平日・休日9:00～17:00）

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	<p style="text-align: center;">申請問い合わせ先</p> <p>情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル 3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com</p>
申請相談コード	re8fyh	
申請支援着手法	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2021年1月15日まで		

### 担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社

担当：村田

住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

その他の  
機関

## 新型コロナウイルス感染症特別貸付

## 募集期間

2020年3月27日から2020年10月1日まで

## 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者を支援します。

詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

## 支援内容

ご利用いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次のいずれにも当てはまる方

最近1カ月の売上が前年または前々年同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること(注1)

中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること

資金のお使いみち：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金

融資限度額：直接貸付 3億円（別枠）

利率（年）

基準利率

ただし、1億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%(注2)、4年目以降は基準利率

ご返済期間

設備資金 20年以内（うち据置期間5年以内）

運転資金 15年以内（うち据置期間5年以内）

担保等

無担保

5年経過ごと金利見直し制度を選択できます。

融資のお申込み

直接貸付

日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。

（注1）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合は、最近1ヵ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少していることをいいます。

① 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10月～12月の平均売上高

（注2）一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

## 対象者の詳細

支援内容参照

## お問い合わせ

日本公庫中小企業事業の窓口

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	申請問い合わせ先 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP: <a href="https://www.grand2.com">https://www.grand2.com</a> MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	2hx7qw	
申請支援着手金	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2020年10月1日まで		

担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社  
担当：村田  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル



## 危機関連保証の発動

## 募集期間

2020年3月13日から2020年10月1日まで

## 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証を初めて発動することとしました。これにより、売上高等が急減する中小企業・小規模事業者においては、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠となる100%保証が利用可能となります。また、セーフティネット保証5号の対象となる業種について、3月6日に緊急的に40業種を指定したのに続き、同感染症により重大な影響が生じている業種として、316業種をセーフティネット保証5号の対象として追加指定します。

## 支援内容

## 1. 制度概要

○東日本大震災やリーマンショックといった危機時に、全国・全業種※を対象として、信用保証協会が通常の保証限度額（2.8億円）及びセーフティネット保証の保証限度額（2.8億円）とは別枠（2.8億円）で借入債務の100%を保証する制度。※保証対象業種に限る。

## 2. 対象中小企業者

○指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。  
（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

## 3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証等とは別枠で2億8,000万円

↓

【一般保証限度額】2億8,000万円以内 + 【セーフティネット保証限度額】2億8,000万円以内 +

【危機関連保証限度額】2億8,000万円以内

信用保証制度を利用した実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の取り扱いを開始します。信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料は補助により半額又はゼロとなります。

なお、詳細につきましては、お取引のある又はお近くの金融機関・信用保証協会までお問い合わせください。

## 対象者の詳細

## 支援内容参照

## お問い合わせ

中小企業金融相談窓口☎03-3501-1544

北海道経済産業局 中小企業課☎011-709-3140

東北経済産業局 中小企業課☎022-221-4922

関東経済産業局 中小企業金融課☎048-600-0425

中部経済産業局 中小企業課☎052-951-2748

近畿経済産業局 中小企業課☎06-6966-6023

中国経済産業局 中小企業課☎082-224-5661

四国経済産業局 中小企業課☎087-811-8529

九州経済産業局 中小企業金融室☎092-482-5448

沖縄経済産業部 中小企業課☎098-866-1755

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	申請問い合わせ先 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP: <a href="https://www.grand2.com">https://www.grand2.com</a> MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	adq2g9	
申請支援着手金	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2020年10月1日まで		

担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社  
担当：村田  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル



## セーフティネット保証制度(5号:業況の悪化している業種(全国的)【申請難易度★☆☆】)

### 募集期間

2020年3月12日から2020年10月1日まで

### 目的

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

### 支援内容

#### 1. 制度概要

○全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

(参考；信用保険法第2条第5項第5号)

その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他経済産業大臣が定める事由が生じていることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として経済産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

#### 2. 対象中小企業者

①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。

※時限的な運用緩和として、2月以降直近3ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3ヶ月間の売上高等の減少でも可。

例) 2月の売上高実績+3月、4月の売上高見込み

②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

#### 3. 内容(保証条件)

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：80%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

#### 5/1指定業種追加

信用保証制度を利用した実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の取り扱いを開始します。信用保証(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)の保証料は補助により半額又はゼロとなります。

なお、詳細につきましては、お取引のある又はお近くの金融機関・信用保証協会までお問い合わせください。

### 対象者の詳細

#### 支援内容参照

### お問い合わせ

中小企業庁事業環境部金融課

電話：03-3501-1511(内線5271~5)

03-3501-2876(直通)

FAX：03-3501-6861

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	申請問い合わせ先 情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP: <a href="https://www.grand2.com">https://www.grand2.com</a> MAIL:support1@j-izumi.com
申請相談コード	c5rv7a	
申請支援着手金	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2020年10月1日まで		

担当者

会社名：しごとのプロ出版株式会社  
担当：村田  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル



## セーフティネット保証制度(4号:突発的災害(自然災害等)【申請難易度 ☆☆☆】

### 募集期間

2020年3月12日から2020年10月1日まで

### 目的

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。

### 支援内容

#### 1. 制度概要

○自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

（参考；信用保険法第2条第5項第4号）

災害その他の突発的な事由であって、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られている認められるものとして経済産業大臣が指定するものに起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

#### 2. 対象中小企業者

(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

(ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

#### 3. 内容（保証条件）

①対象資金：経営安定資金

②保証割合：100%保証

③保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる

信用保証制度を利用した実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の取り扱いを開始します。信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の保証料は補助により半額又はゼロとなります。

なお、詳細につきましては、お取引のある又はお近くの金融機関・信用保証協会までお問い合わせください。

### 対象者の詳細

支援内容参照

### お問い合わせ

中小企業庁事業環境部金融課

電話：03-3501-1511(内線5271～5)

03-3501-2876(直通)

FAX：03-3501-6861

申請相談ページ	samurai-match.jp/coupon/	<p style="text-align: center;">申請問い合わせ先</p> <p>情報の泉本部 東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F TEL:03-6416-0402 HP:https://www.grand2.com MAIL:support1@j-izumi.com</p>
申請相談コード	43pysa	
申請支援着手金	要相談	
成功報酬	要相談	
上記金額の有効期限は2020年10月1日まで		

<b>担当者</b>
<p>会社名：しごとのプロ出版株式会社 担当：村田 住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル</p>

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質についてはしごとのプロ出版株式会社が保証するものではありません。  
サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万サービス提供を受けた結果損害が生じても、しごとのプロ出版株式会社は責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

《お客様情報(企業情報)お取り扱いについて》

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新堀ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金